

市立輪島病院介護医療院 施設運営規程

(事業の目的)

第1条 市立輪島病院介護医療院（以下「施設」という。）において適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の管理や従業者が要介護状態にある入所者に対し、適正なサービス提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、長期にわたる療養を必要とする要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他世話及び機能訓練、その他の必要な医療を行うことにより、その者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来ることを目指すものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常に入所者の立場に立った施設サービスの提供に努める。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設、その他保健医療福祉サービス提供事業者との密接な連携に努める。

(施設の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- 1 名 称 市立輪島病院介護医療院（併設型小規模介護医療院）
- 2 所在地 石川県輪島市山岸町は1番1地

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 （医師）1人以上（病院業務と兼務）

施設の従業者の管理、業務実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

又、従業員にこの規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

入所者の病状、身体の状態並びに日常生活、及びその置かれている環境の的確な把握に努め、診察が必要と認められる疾病又は負傷に対する的確な診断をもとに、療養上の必要な検査、投薬、注射等の薬剤を処方する。

- 2 薬剤師 1人以上（病院業務と兼務）

入所者に対して、医師の指示に基づき、投薬、注射等の薬剤を処方するとともに、必要に応じて服薬に関する注意、効果、副作用等に関する状況把握をし、薬学的管理指導を行う。

- 3 看護職員 3人以上（6対1以上）

入所者の病状、心身の状況等の把握に努め、施設サービス計画に基づき必要な看護を行う。

4 介護職員 4人以上（5対1以上）

看護及び医学的管理下における日常生活等の世話等の介護を行い、必要に応じて看護職員の補助業務を行う。特に、入所者の状態等により身体の清潔保持や排泄に係る介護等を行う。

5 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 1人（病院業務と兼務）

医師等と共同して、リハビリテーション実施計画を作成するとともに、当該計画に従い、リハビリテーションを行う。

6 管理栄養士 1人以上（病院業務と兼務）

管理栄養士は、入所者の病状、身体状況により適切な栄養量及び内容の食事提供と栄養指導等を行うとともに、食事の献立作成、衛生管理に努める。

7 介護支援専門員 1人以上

入所者の能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入所者が現に抱える問題点を明確にし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するとともに、施設サービスを提供する従業者と協議の上、目標、達成時期、内容、サービスを提供する上での留意事項等を盛り込んだ施設サービス計画を作成する。

（医師の宿日直体制）

第5条 施設の管理者は、宿日直医師を配置するものとする。

2 宿日直医師は、併設する市立輪島病院の宿日直担当医師が兼任するものとする。

（入所者の定員）

第6条 施設の入所者の定員は、Ⅱ型18人とする。

（居室の種類及び定員）

第7条 施設の居室の種類及び定員については、次のとおりとする。

個室（定員1人）6室 多床室（定員4人）3室

（定員の遵守）

第8条 施設は、災害等やむを得ない場合を除き、入所者の定員及び居室の定員を超えて入所させない。

（重要事項の説明等）

第9条 施設は、施設サービス提供開始に際し、入所者、代理人又は身元引受人に対して、事業の目的等の概要、利用定員、サービス内容、従業者の職種等及び勤務体制、

事故発生時の対応、苦情相談窓口、利用料、その他の費用及び留意事項等重要事項を記した文書を説明の上書面によって同意を得て、交付する。

(提供拒否の禁止)

第 10 条 施設は、正当な理由なく、施設サービスの提供を拒否しない。

(サービス提供困難時の対応)

第 11 条 施設は、患者の病状等を勘案し、施設サービス計画に基づくサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な協力病院又は他の医療機関を紹介するなどの措置を速やかに講ずる。

(受給資格等の確認)

第 12 条 施設は、施設サービスの提供の開始に際しては、被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認する。

2 施設は、被保険者証に当該被保険者に留意すべき事項に係る認定審査会意見が記載されているときは、これに配慮してサービス提供を行う。

(要介護認定の申請に係る援助)

第 13 条 入所申込みの際に要介護認定を受けていない者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、速やかに当該申請が行なわれるよう必要な援助を行う。

2 要介護認定の更新申請については、遅くとも当該入所者の要介護認定の有効期間満了日の 30 日前には行なわれるよう必要な援助を行う。

(入退所)

第 14 条 長期にわたる療養及び医学的管理下における介護の必要性が高いと認められる者を、優先的に入所させるため、入所判定委員会により透明性と公平性をもって対処する。

2 入所に際しては、心身の状況、病歴、生活歴、家族の状況等の把握に努める。指定居宅サービス等の利用状況も把握しておく。

3 入所者の退所後の居宅生活の可能性について定期的に医師、薬剤師、看護師、介護支援専門員、介護職員等で検討を行うものとし、その記録は契約終了後 5 年間保存する。

4 退所に際しては、本人、代理人又は身元引受人に対し適切な指導を行うとともに、退所後は主治医及び居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するとともに、保健医療福祉サービス事業者との密接な連携に引き続き努めるものとする。

(サービス提供の記録)

第 15 条 入所に際しては、入所の年月日及び入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を当該入所者の被保険者証に記載する。

- 2 施設サービスを提供した際には、サービスの提供日、具体的なサービスの内容、状況等を記録する。当該記録は契約終了後 5 年間保存する。

(利用料等の受領)

第 16 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入所者から利用料の一部として、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額から、施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際には、入所者から支払いを受ける利用料の額と、法令等に定める基準額等との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 3 施設は、前 2 項に定めるほか、次に掲げる費用実費を徴収する。

施設サービスにおいて提供されている便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの

イ 教養娯楽費

ロ 散髪

ハ 健康管理費

ニ 私物の洗濯代等

- 4 前項各号に掲げる費用については、入所者、代理人又は身元引受人に対して内容及び費用について説明し、同意を得る。

(保険給付請求のための証明書の交付)

第 17 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスの費用の支払を受けた場合は、その内容、費用の額、その他必要事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付する。

(施設サービスの取り扱い方針)

第 18 条 施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえ、その者の療養を適切に行う。

- 2 施設は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものにならないよう配慮して行う。

- 3 施設の従業者は、施設サービスの提供については懇切丁寧を旨とし、入所者、代理人又は身元引受人に対し、療養上必要な事項について理解しやすいように指導又は説明を行う。

- 4 施設は、施設サービスの提供について、入所者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束、その他入所者の行動を制限するような行為は行わない。
- 5 施設は、前項の身体的拘束を行う場合、その態様及び時間、その際の入所者の心身状況及び緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 施設は、入所者の人権の擁護、虐待防止を徹底するため、虐待・身体拘束対策委員会を設置し、年2回以上の職員研修を実施する。
- 7 施設は、自ら施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画の作成)

第19条 施設サービス計画の作成を担当する介護支援専門員（以下「介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。

- 2 介護支援専門員は、入所者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、施設サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 3 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で、解決すべき課題を把握する。
- 4 介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行う。
- 5 介護支援専門員は、入所者の希望、入所者の家族の希望を勘案して、アセスメントの結果及び医師の治療方針に基づき、入所者、代理人又は身元引受人の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスの内容、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する施設サービスの提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う介護をいう。以下同じ。）の開催し、施設サービス計画の原案の内容について、専門的見地から意見を求める。
- 7 介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入所者、代理人又は身元引受人に対して説明し、文書により入所者の同意を得る。
- 8 介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付する。
- 9 介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。

- 10 介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、定期的に入所者に面接し、かつ、モニタリングを行い、その結果を記録する。
- 11 介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議を開催し、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。
- ①入所者が介護保険法第 28 条第 2 項に規定する要介護更新認定を受けた場合。
 - ②入所者が介護保険法第 29 条に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合。
- 12 第 2 項から第 8 項までの規定は、第 9 項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第 20 条 施設の医師は、常に入所者の病状や心身の状態の把握に努めるべきである。診療にあたっては、的確な診断を基とし、入所者に対して必要な検査、投薬、処置等を適切に行う。

（必要な医療の提供が困難な場合）

第 21 条 施設は、入所者に対しては、入所者の病状から当該施設において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めた場合は、協力病院に入所の措置を講じ、又は往診や通院により医師の対診を求める等入所者の診療について適切な措置を講じなければならない。

- 2 施設は、不必要に入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは他の医療機関に通院させない。
- 3 施設は、入所者にかかる往診及び通院（対診）については次によるものとする。
- ①医師による診察の必要があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断を基にして療養上適切に行う。
 - ②常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分に配慮して、心理的効果をも上げられることができるよう適切な指導を行う。
 - ③常に入所者の病状、及び心身の状況並びに日常生活、その置かれている環境の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し適切な指導を行う。
 - ④検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行う。
 - ⑤特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定めるもののほか行わない。
 - ⑥別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用、又は処方を行わない。

い。ただし、薬事法第2条第7項に規定する治療に係る診察において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においてはこの限りではない。

- ⑦入所者の病状の急変等により、自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、他の医師の対診を求める等、診療について適切な措置を講ずる。

(機能訓練)

第22条 施設は、リハビリテーションは入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要に応じて提供する。

(看護及び医学的管理下における介護)

第23条 施設は、入所者の自立と支援、日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術をもって行う。

- 2 施設は、心身の状況を踏まえ、特別浴槽を用いた入浴や介助浴等適切な方法により入浴させるか、または清拭を行う。
- 3 施設は、病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
- 4 施設は、おむつを使用せざるを得ない入所者については、おむつの適切な取り替えを行う。
- 5 施設は、前各号に定めるものの他、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 6 施設は、褥創の発生と予防に努める。褥瘡のハイリスク者の把握と医師、看護職員、介護職員、栄養士等からなる褥創対策チームを設置し、介護職員に対して継続的な指導等を行う。
- 7 施設は、褥創予防の為の計画作成、実践及び評価を行う。
- 8 施設は、専任の施設内褥創予防対策担当者を配置する。

(食事の提供)

第24条 施設は、食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状態、病状及び嗜好を考慮したものとし、次の時間にて行う。

- ①朝食 7時30分
- ②昼食 12時
- ③夕食 18時

- 2 入所者の自立の支援に配慮し、食事はできるだけ離床して、ランチルームで行われるよう努める。

(相談及び援助)

第25条 施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努

め、入所者及びその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言を行う。

(その他のサービスの提供)

第 26 条 施設は、必要に応じ入所者のためレクリエーション行事を実施するよう努める。

2 施設は、常に入所者の家族との連携を図り、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(入所者に関する市町村への通知)

第 27 条 施設は、入所者が正当な理由がなく、介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、もしくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村長に通知する。

(管理者による管理)

第 28 条 管理者は、専ら施設の業務に従事する。ただし、施設と同一敷地内にある市立輪島病院の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、施設の管理業務に支障がないと認められる場合は、他の職務を兼ねることができるものとする。

(管理者の責務)

第 29 条 施設の管理者は、施設の従業者の管理及び施設サービスの実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 施設の管理者は、当該従業者に基準省令の第 4 章の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行う。

(介護支援専門員の責務)

第 30 条 介護支援専門員は、施設サービス計画作成の業務の他、次に掲げる業務を行う。

- 1 入所の申込を行っている患者の入所に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、病状、生活歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握する。
- 2 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供する他、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。
- 3 苦情の内容等を記録する。
- 4 事故の状況、及び事故に際してとった処置等を記録する。

(日課の励行)

第 31 条 入所者は、管理者、医師、薬剤師、看護職員、作業療法士、管理栄養士及び介護職員等の指示及び指導を忠実に励行し、施設内の秩序維持に努めなければならない。

(外出及び外泊)

第 32 条 入所者が外出或いは外泊を希望する場合には、医師の許可が義務づけられる。
この場合には、所定の手続きにより主治医に届け出て必ず許可を得る。

(禁止行為)

第 33 条 入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- 1 宗教や心情の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- 2 けんか、口論、泥酔などで他の入所者等に迷惑を及ぼすこと。
- 3 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- 4 指定した場所以外で火気を用いること。
- 5 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(勤務体制の確保)

第 34 条 施設は、入所者に対して適切な施設サービスを提供できるよう、従業者の勤務の体制を別に定める。

- 2 施設の従業者によって施設サービスを提供する。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 3 従業者の資質向上のために、その研修会の機会を次のとおり設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回以上

(非常災害対策)

第 35 条 施設は、非常災害対策に備え、消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に則り、又消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して次のとおり万全を期す。

- 1 防火管理者及び火元責任者は、市立輪島病院の防火管理者、火元責任者と同一とする。
- 2 自主検査については、火災危険の排除を主眼とした簡易な検査を、始業時・就業時に行う。
- 3 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼するものとし、点検においては防火管理者が立ち会う。

- 4 非常災害用の設備は、常に有効に保持するように努めるとともに、法令に定められた基準に適合するように努める。
- 5 火災の発生、地震及びその他の災害が発生した場合は、被害を最小限度にとどめるため、自営消防隊の編制により、任務の遂行に当たるものとする。
- 6 防火管理者は、従業者に対して防火教育・消防訓練を実施する。
 - ① 防火訓練及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年1回以上
 - ② 利用者を含めた総合訓練年1回以上
 - ③ 非常災害用設備の使用方法的徹底随時
- 7 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（衛生保持）

第36条 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために協力する。

- 2 入所者の使用する施設、食器、その他の施設又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。又、食中毒の防止や施設内の適温の確保を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 3 施設において感染症の発生、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努める。

（協力病院）

第37条 施設は、入所者の病状の急変等に備えるため協力病院を定める。

協力病院：市立輪島病院

- 2 施設は、入所者の口腔治療が求められた場合は、協力歯科医療機関に受診する。
協力歯科医療機関：市内の各歯科医院

（掲示等）

第38条 施設は、施設内の見やすい場所に、運営規程の概要並びに従業者の勤務体制、協力病院の名称等、利用料、その他のサービスの選択に関する重要事項を掲示する。

（秘密保持等）

第39条 施設の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講ずる。
- 3 居宅介護支援事業者に対して入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得る。

（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止）

第40条 施設は、介護支援事業者又はその従業者に対して、要介護被保険者に施設を紹介

介することの代償として、金品その他の財産上の利益を供与しない。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、施設からの退院患者を紹介することの代償として、金品その他の財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 41 条 施設は、提供した施設サービスに関する入所者、及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を次の通り設置し、必要な措置を講ずる。

- ① 窓 口 地域医療連携室
- ② 担 当 地域医療連携室長
- ③ 連絡先 Tel 0768-22-2222 内線 965

- 2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 施設は、提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員から質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 施設は、市町村から求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。
- 5 施設は、提出した施設サービスに関する入所者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第 176 条第 1 項第 3 号の規定により調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、その指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 6 施設は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

(地域との連携等)

第 42 条 施設は、施設の運営に当たっては、施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努める。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 43 条 施設は、事故発生防止の為の指針に基づいて、事実の報告及び分析の結果を職員に周知徹底を行い、再発防止に努めるとともに、「事故発生防止の為の検討委員会」を幅広い職種により構成する。

- 2 施設は、事故発生防止の為、職員教育を徹底するために研修プログラムを作成し、定期的な教育（年 2 回以上）を開催し、新規採用時には必ず研修を行うこととする。
- 3 施設は、施設サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 4 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。
- 5 施設は、施設サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

(会計の区分)

第 44 条 施設は、介護医療院サービスと他の介護給付等対象サービスとの経理を区分する。

介護保険事業の会計とその他の事業の会計を区分する。

(記録の整備)

第 45 条 施設は、従業者、施設及び設備構造、並びに会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、介護医療院サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存する。

- ① 施設サービス計画
- ② 診療録
- ③ 提供した施設サービスに係る記録
- ④ 身体拘束等に関する記録
- ⑤ 市町村への通知に係る記録
- ⑥ 苦情の内容等の記録
- ⑦ 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録

(その他)

第 46 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は市立輪島病院介護医療院管理者が定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より適用する。